

フロン等対策推進調査費

115百万円（106百万円）

地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室

1. 事業の必要性・概要

オゾン層破壊物質であり温室効果ガスでもあるフロン類及び強力な温室効果ガスである代替フロン等については、オゾン層保護及び地球温暖化対策の推進のため、排出抑制や代替製品の利用促進等の対策を推進することが必要である。

本事業においては、フロン回収・破壊法による回収・破壊の促進を始めとしたフロン類等排出抑制対策の推進、途上国におけるフロン等対策支援、オゾン層の状況の監視等により、オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。

2. 事業計画（業務内容）

（1）脱フロン社会構築推進費

平成25年通常国会での改正を目指すフロン回収・破壊法の確実な施行を推進するため、政省令整備に必要な検討を行うとともに、法遵守徹底のためのセミナー、説明会を開催する。また、ノンフロン製品等の普及を促進するためのマニュアルの策定や、今後、排出抑制対策を求められる京都議定書新規対象物質について調査・検討を行う。

（2）途上国におけるフロン等対策支援事業費

アジアにおける冷媒フロン等処理対策支援及び途上国におけるオゾン層破壊物質転換支援を行う。

（3）フロン類等排出抑制に係る経済的手法の検討及びその効果等検証事業

フロン税、デポジット等の手法について、課題の整理を行い、経済的手法の活用実現性を分析し、導入に向けた検討を行う。

（4）オゾン層及びフロン類等状況評価検討費

フロン類等の大気中濃度の調査を行うとともに、オゾン層破壊状況及びフロン類等の大気中濃度状況等について評価・公表を行う。

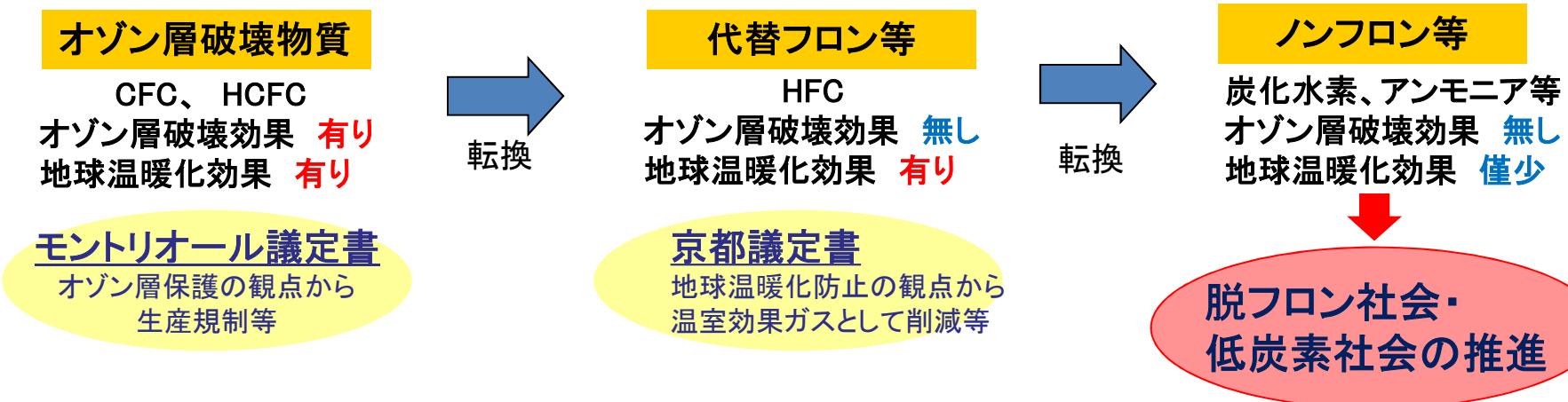
3. 施策の効果

オゾン層の保護・回復と地球温暖化の防止を推進することにより、脱フロン社会・低炭素社会の構築の促進を図る。

フロン等対策推進調査費

25年度予算(案)額 115百万円

フロン類等対策の流れ



フロン類の抑制対策の推進

- ・フロン回収・破壊法改正後の政省令整備
- ・説明会の開催などによる法遵守の徹底

オゾン層保護法に基づく

- ・フロン類等の濃度状況監視調査
- ・オゾン層破壊状況等の評価・公表

- ・京都議定書新規対象物質に係る排出抑制対策検討
- ・フロン類等対策への経済的手法の適用検討

途上国における

- ・フロン等処理対策
- ・オゾン層破壊物質転換支援

ノンフロン製品の普及加速化